

国富町働く若者定住促進奨励金交付要綱

平成30年7月6日
総 合 戦 略 課

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う若者が国富町に定住するための支援を行うことによって、人口減少に歯止めをかけ、子育て世帯の定住促進及び当該世帯の負担軽減を図り、活気あふれるまちづくりを実現するため、町の予算の範囲内において奨励金の交付対象者に対し奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和43年国富町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 年齢満18歳以上50歳未満の者をいう。
- (2) 定住 5年以上居住する意思を持って本町に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により国富町の住民基本台帳に記録され、生活の本拠を本町に有することをいう。
- (3) 奨励金 現金と国富町商工会共通商品券（国富町商工会が発行するもので、事前に登録された店舗に限り使用できるもの。以下「商品券」という。）での給付金をいう。
- (4) 増築 既存住宅の床面積を増やす増築工事のことをいう。
- (5) 改築 住宅の全部又は一部を除却した場合、従前と同様の用途・構造・規模の住宅に建て替えること。（リフォームなどの改修工事は除く。）

(事業)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 働く若者新築等住宅取得支援事業
- (2) 働く若者移住定住促進家賃支援事業
- (3) くにとみ暮らし支援事業

2 前項に掲げる事業の内容、奨励金の交付額、対象者、交付期間等については、別表第1に定める。

(交付の要件)

第4条 奨励金の交付を受けるためには、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 対象者が、本町に5年以上定住することを誓約する者であること。
- (2) 対象住宅が所在する自治会に加入し、地域行事等に積極的に参加する者であること。

- (3) 対象者及び対象住宅に同居する同一世帯の者に町税及び使用料等の滞納がないこと。
- (4) 国富町暴力団排除条例（平成 23 年国富町条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団員等でない者

（奨励金の申請）

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする者は、国富町働く若者定住促進奨励金交付申請書（別記様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、2 年目以後の申請時には第 2 号に規定する書類の添付を省略することができるものとする。

- (1) 住宅に入居する世帯員全員の住民票の写し（申請日以前 3 ヶ月以内のもの）
- (2) 住宅の建物の登記簿謄本の写し（1 年目のみ）
- (3) 自治会加入証明書（別記様式第 2 号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定）

第 6 条 町長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の適否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により交付を決定し、又は申請を却下したときは、国富町働く若者定住促進奨励金交付決定（却下）通知書（別記様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（請求及び奨励金引換証の交付）

第 7 条 前条第 2 項の規定により奨励金の交付決定通知を受けた者（以下「奨励金交付決定者」という。）は、国富町働く若者定住促進奨励金交付請求書（別記様式第 4 号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、奨励金及び国富町働く若者定住促進奨励金交付事業商品券引換証兼領収書（別記様式第 5 号。以下「引換証兼領収書」という。）を奨励金交付決定者に対し、交付するものとする。

（商品券の交付）

第 8 条 奨励金交付決定者は、前条の規定により引換証兼領収書の交付を受けたときは、遅滞なく当該引換証兼領収書を国富町商工会に提出し、奨励金の額に相当する商品券の交付を受けるものとする。

（届出）

第 9 条 奨励金の交付を受けた奨励金交付決定者は、奨励金受領後 1 年以内に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、国富町働く若者定住促進奨励金に関する変更届出書（別記様式第 6 号）により速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所に変更があったとき。

(2) 住宅の登記名義に変更があったとき。

(3) 住宅が滅失したとき。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第10条 町長は、奨励金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは働く若者定住促進奨励金交付決定取消通知及び返還命令書（別記様式第7号）により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、別表第2に定める金額の返還を命じることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときを除く。

(1) 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

(権利の継承)

第11条 第7条の規定により奨励金の交付の決定を受けた者が死亡したときは、引き続き居住する同一世帯の者が権利を継承できることとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月6日から施行し、平成30年4月1日以降に住民基本台帳に登録され、かつ、国富町に住宅を取得した者から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに住宅の取得に係る契約をした者又は新住所地への住民登録をした日から起算して1年以内の者については、なお従前の例による。